

(1)大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例 改正の概要

①不当な差別的言動の定義(第2条第1号)

削除要請等や説示・助言の対象となる「不当な差別的言動」について、人種、民族等の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動や当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発すると判断できる言動をいう。

②プロバイダ事業者等への削除要請等(第12条)

被害者がプロバイダ事業者等に削除要請を行っても情報が削除されず、不当な差別的言動があることが明らかであるとき、被害者からの申出があったときその他必要と認めるときは、府は、プロバイダ事業者等への削除要請等を行うことができるものとする。

③情報を発信・拡散した者への説示・助言(第13条)

プロバイダ事業者等へ削除要請等を行ってもなお情報が削除されず、不当な差別的言動に係る情報を発信・拡散した者が明らかであるなど必要と認めるときは、府は、その者に対し、情報の削除に向けた説示・助言を行うことができるものとする。

※①は令和5年10月30日施行、②・③は令和6年4月1日施行

(2)インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請及び説示又は助言の実施に関する指針の概要

①削除要請の対象について

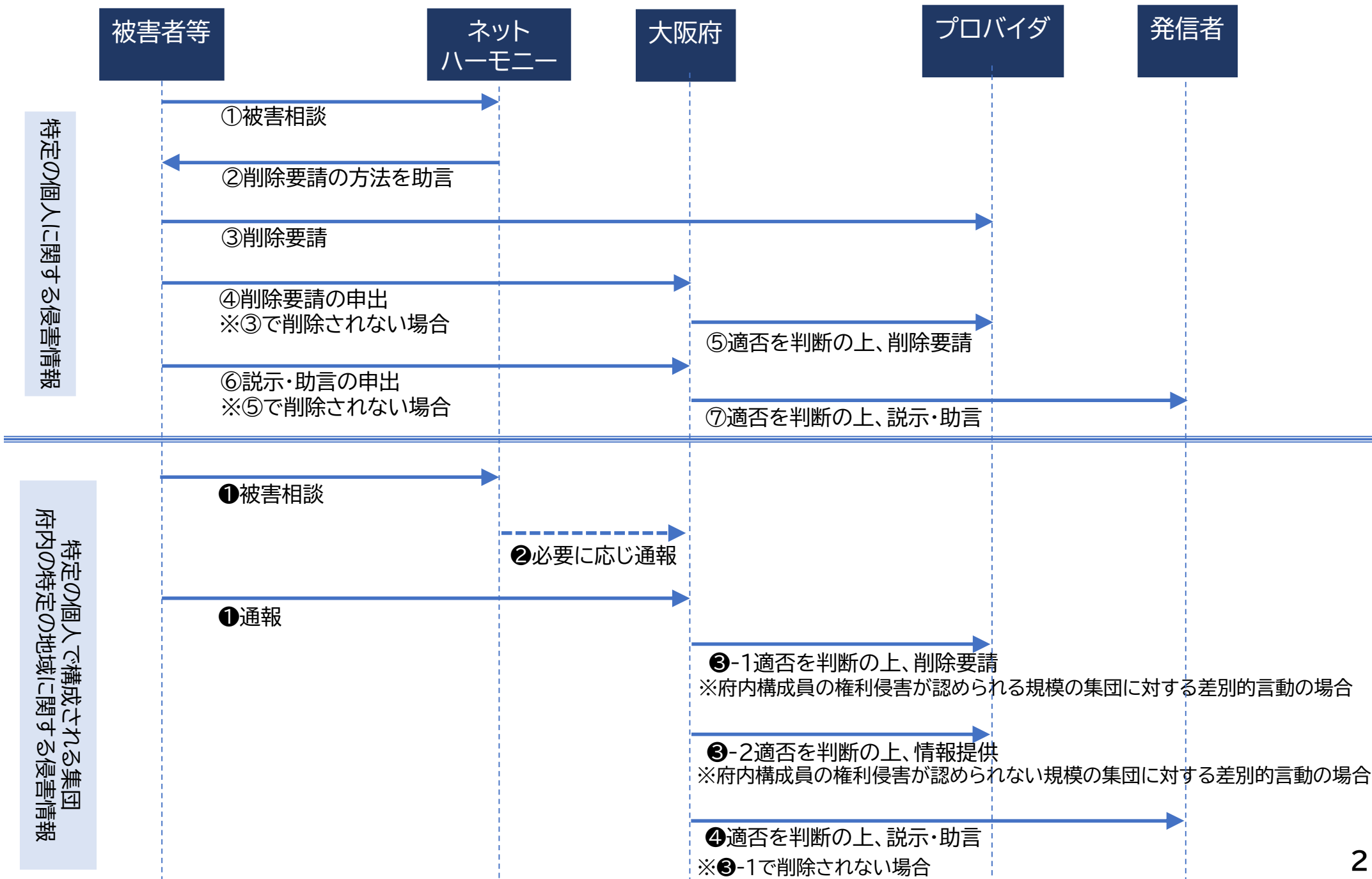
府内に居住、通勤、通学する特定の個人のほか、構成員たる特定個人の権利侵害を認識できる規模の集団、構成員たる特定個人(居住者や出身者)の権利侵害を認識できる規模の地域に対する、明らかに不当な差別的言動を削除要請の対象とする。

なお、「不当な差別的言動」とは、「名誉毀損」「名誉感情の侵害」「プライバシー侵害」「私生活の平穩の侵害」等、人格権を侵害するものをいう。「明らか」とは、被害の存在が認められ、かつ人格権を侵害する情報と客観的に判断できることをいい、一般読者の普通の注意と読み方を基準とする。

②説示・助言について

説示とは、事理を説示し、反省を促し削除を求めるもので、助言とは当該情報の問題点を指摘し、人権意識の涵養と削除を促すものをいう。発信者の氏名、住所等は不明であってもダイレクトメール等、不特定の者に視認されない方法で説示・助言できる場合は、「発信者が明らか」とみなす。

(2)対応フローの一例(参考)



(3)削除要請(条例第12条)

明らかに不当な差別的言動と判断できる情報について、プロバイダへの削除要請等を実施

①今年度の実績

■同和地区の識別情報の摘示に関する動画として、府内市町村から情報提供があったもの:2件

いずれも削除要請の対象となる情報と判断し、大阪法務局への通報及びプロバイダへの削除要請を実施

※現時点で2件とも現存(プロバイダからの連絡なし)

■集団に対する差別的言動が疑われるものとして、ネットハーモニーに通報があったもの:82件

うち23件を削除要請の対象となる情報と判断し、プロバイダへの削除要請と大阪法務局への通報を実施

(うち1件は、大阪府庁の情報セキュリティ対策によりサイトへアクセスできず、削除要請を実施していない)

※現時点で23件現存(うち7件について、プロバイダから「違反せず」の連絡あり)

うち11件を不当な差別的言動に係る侵害情報と判断するも、規模の大きな集団等に対するものであり、削除要請の対象とならないことから、10件についてプロバイダへの情報提供を実施(1件は情報提供実施時点で削除済)

※現時点で10件現存(うち6件について、プロバイダから「違反せず」の連絡あり)

■被害者からの申出によるもの:0件

■過去案件の再要請:0件(39件について再要請の手続きに着手したが、訴訟が提起されたため、現在見合わせ中)

②昨年度までの実績(カッコ内は令和6年8月時点の現存数)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
大阪法務局への 通報	6 (1)	19 (19)	20 (4)	69 (62)	198 (39)	51 (27)	40 (35)	403 (187)
プロバイダへの 削除要請	0	0	0	0	230 (67)	26 (5)	18 (14)	274 (86)

※平成29年度から、いわゆる同和地区の識別情報の摘示について、大阪法務局に通報を実施

※令和3年度から、賤称語や蔑称、侮蔑的表現を用いた悪質な部落差別及びヘイトスピーチを削除要請の対象に追加併せて、プロバイダ等への削除要請を実施

※上記案件の全てが部落差別に係るものであり、うち5件はヘイトスピーチの疑いにも該当するものであった。

(4) ネットハーモニーから通報のあった、集団に対する差別的言動が疑われる案件の処理について

① プロバイダへ削除要請を実施

- ・以下例については、府内に居住、通勤又は通学する特定の個人により構成される集団に対する不当な差別的言動と判断し、削除要請を実施するとともに、併せて、大阪法務局に対する通報を実施

※ ■■は府内の特定の地域(特定の駅周辺など、構成員たる特定個人の権利侵害を認識できる規模の集団)、●●は共通の属性をさす。

書込み例

- ・■■の●●を、動物(ウジ虫、ゴキブリ、野犬など)に例える表現
- ・■■の●●(賤称語)を民族浄化、総攻撃、●●狩りはストレス解消、など危害を加える表現
- ・■■の●●を国外追放せよ、といった排除をあおる表現
- ・■■は●●(賤称語)の天国、メッカ、巣窟、密集地、不法占拠している、といった表現

② プロバイダへの情報提供を実施

- ・以下例については、不当な差別的言動と判断したが、差別的言動の対象とされた集団の規模が広く、当該集団に属する自然人が極めて多数に及ぶことから、条例第2条第1号の「侵害情報」であることが明らかであるとはいえないと判断
- ・一方、プロバイダには、自社の契約約款等に基づく自主的な対応(プロバイダ等と利用者の契約関係を法的根拠とする削除等)を行うことが社会的に期待されていることから、プロバイダへの情報提供を実施

※ ■■は府内の特定の地域(市町村や行政区など、集団の規模が広く構成員が極めて多数に及ぶもの)、●●は共通の属性をさす。

書込み例

- ・■■の4人に1人は●●(賤称語)、といった表現
- ・■■が●●(賤称語)に乗っ取られる、といった表現
- ・■■の事件はやはり●●(賤称語)だった、といった表現
- ・■■の3大危険地域として■■の●●(賤称語)、といった表現

③プロバイダへの削除要請、又は情報提供が必要と認められなかった案件

以下例については、プロバイダへの削除要請、又は情報提供が必要と認められなかった

※ ■■は府内の特定の地域(市町村や行政区など、集団の規模が広く構成員が極めて多数に及ぶもの)、●●は共通の属性をさす。

書込み例	削除要請・情報提供が必要と認められなかった理由
<ul style="list-style-type: none">・別の投稿を引用し、「これが本当なら永遠に●●の店には行かない」という表現・■■は大量の●●が押し寄せ、外国人比率〇%を超えているという表現・■■は●●人の街で危険、といった表現	<ul style="list-style-type: none">・左記の表現については、共通の属性を理由とする侮辱や嫌がらせ等の言動により、被害者の自尊心を社会通念上許される限度を超えて傷つける情報とまでは言い切れないため
<ul style="list-style-type: none">・特定の個人を指して、「狂っている、半日のクズ、売国奴、●●人、祖国に帰れ」などとする表現・事件を引き起こしたとされる特定の個人を指して、「●●の悪逆非道を放置するのか」といった表現	<ul style="list-style-type: none">・左記の表現については、特定の個人についての誹謗中傷であり、当該個人からの被害の申出を必要とするところ、本件はネットハーモニーからの通報であり、当該個人からの申出ではないため

④削除要請・情報提供の結果

プロバイダへ情報提供予定であった下記1件の書込みについては、実施時点ですでにプロバイダにより削除済みであった。

※●●は共通の属性をさす

プロバイダにより削除済みの書込み例

- は見つけ次第銃〇、害虫、日本から駆除

上記1件を除いて、書き込みは現存しており、うち一部の書込みについては、プロバイダから「違反しない」との回答があった。

※■■は府内の特定の地域、●●は共通の属性をさす

プロバイダから「ポリシーに違反しない」との回答があった書込み例

- の●●(賤称語)を民族浄化
- が●●(賤称語)に乗っ取られる、不法占拠している
- はゴキブリとウジ虫の巣
- の3大危険地域として■■の●●(賤称語)

(5) 説示・助言の実施状況

・条例第13条では、

- ①削除要請や通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合で、
- ②発信・拡散者が明らかであり、
- ③必要であると認めるとき

は、その者に対し、説示又は助言をすることができるとしている。

・また、指針では、削除要請や通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合について、「一定の期間を経過しても、当該情報が削除されない場合をいう」としている。

・今年度、削除要請を行い、なお現存している案件については、発信者の氏名、住所、電話番号等が明らかでなく、プラットフォーム上のダイレクトメッセージ機能も利用できないことから、説示・助言を実施できない状況である。

・現在、説示・助言の実施に向け、ダイレクトメッセージ機能を利用可能にする方策等を検討しているところである。

■ 広く一般に公開されるコメント欄における説示・助言の実施について

当該プロバイダには、発信者の書き込みに対してコメントする機能があり、これを利用すれば上記課題を解決できるが、これを実施すると、結果的に行政指導の内容を広く一般に公表することになるため、実施できないものと考えている。